

III 本県における特別支援教育の現状と課題、施策の方向性

1 特別支援学校の環境整備と教育の充実

(1) 特別支援学校の環境整備

【現状と課題】

- 本県においては、これまで特別支援学校の在籍者数の増加や地域の教育的ニーズを踏まえ、第一期基本計画に基づいた第1次～第4次実施計画（平成24年度～令和3年度を計画期間とする）により、特別支援学校の適正配置を図ってきました。その結果、令和3年4月現在、本校が13校（長崎大学教育学部附属特別支援学校は除く）、分校が4校、そして6つの分教室を設置しています。<資料3、資料4>
- 近年は、少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、特別支援教育に関する理解や認識の高まりによって、特別支援学校に在籍する児童生徒の数は増加しています。高等部生徒数の著しい増加は落ちていますが、小学部児童数は平成22年度の337人から令和2年度の498人と約1.5倍に増加しており、県立特別支援学校の幼児児童生徒の総数も平成22年度の1,307人から令和2年度の1,654人と約1.3倍に増加しています。<資料5、資料6>
- 平成23年度の第一期基本計画の策定時点では、特別支援学校（知的障害）の高等部生徒数の著しい増加への対応が課題となっていましたが、全県的な視点に立って分校や分教室の適正配置を進めてきたことにより、多くの特別支援学校（知的障害）高等部が想定した規模の生徒数となっています。しかし、地域や学校によっては小・中学部に在籍する知的障害のある児童生徒数が増加していることや特別支援学校の設置基準^(※3)に対応するため、更なる教育環境整備の検討が必要です。

【施策の方向性】

- 特別支援学校の適正配置や施設の整備等については、今後も全県的な視点に立て、児童生徒数の見込みや地域の特性、児童生徒や保護者のニーズなどを考慮した教育環境整備を検討します。
- 近隣に特別支援学校が設置されていない地区において、一定規模（10人程度）の児童生徒数の就学が継続して見込まれる場合は、既存施設の活用の可能性や地元自治体、保護者等の理解や協力が得られるかなど、分教室の設置の可能性について総合的に検討します。

^(※3) 特別支援学校の設置基準：特別支援学校の教育環境を改善するため、国が特別支援学校に備えるべき施設等を定めた基準のこと。

(2) 特別支援学校における教育の充実

①カリキュラム・マネジメントの充実

【現状と課題】

- 特別支援学校においては、幼児児童生徒一人一人の障害の状態や特性、地域や学校の実態を十分に考慮し、適切に教育課程を編成し、実践と評価を繰り返すことで、教育課程の改善に努め、指導の充実を図っています。
- 特別支援学校幼稚部教育要領や小学部・中学部学習指導要領が平成29年4月に、特別支援学校高等部学習指導要領が平成31年2月に公示され、各特別支援学校においては、「社会に開かれた教育課程」^(※4)の実現を目指してカリキュラム・マネジメント^(※5)を推進し、幼児児童生徒の実態に即して、学習状況や結果を適切に評価し、指導目標や指導内容、指導方法の改善を図るなど、より効果的な指導に努めることが求められています。
- 近年では知的障害のある児童生徒に対しても自立活動^(※6)の時間の指導を設定し、個別の指導計画^(※7)に基づき、指導の充実を図っている特別支援学校が増加傾向にあります。

【施策の方向性】

- 「社会に開かれた教育課程」の実現を目指して、校長がリーダーシップを発揮し、カリキュラム・マネジメントの充実を図り、幼児児童生徒一人一人の障害の状態や学習の状況、経験等に応じ、幼稚部及び小学部から高等部まで一貫性のある教育課程を編成するなど、効果的な指導に努め、魅力ある学校づくりに取り組みます。
- 自立活動の時間の指導をはじめとして、各教科等の指導内容や指導方法の改善に取り組みます。

(※4) 社会に開かれた教育課程：よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図るという、これからの中の教育課程の理念。

(※5) カリキュラム・マネジメント：各学校が設定する教育目標を実現するために、幼児児童生徒の姿や地域の実情等を踏まえた上で、学習指導要領等に基づき教育課程を編成し、それを実施・評価し改善すること。

(※6) 自立活動：特別支援学校の教育課程に位置付けられ、個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことを目的としている。ここでいう「自立」とは、幼児児童生徒がそれぞれの障害の状態や発達の段階等に応じて、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすることを意味している。

(※7) 個別の指導計画：幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、教育課程に基づく指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導を行うための計画。例えば、単元や学期、学年等ごとに作成され、それに基づいた指導が行われる。

②重度・重複障害のある児童生徒の教育の充実

【現状と課題】

- 重度・重複障害のある児童生徒の教育については、外部専門家の活用や専門的知識・技能を有する自立活動担当教員等への継続的な研修の実施等に努めることにより、指導内容や指導方法の改善に取り組んでいます。
- また、近年、知的障害と自閉症を併せ有する児童生徒の中には、行動面で様々な課題がある者もあり、適切な指導や支援の充実が求められています。
- たんの吸引や経管栄養などの医療的ケア^(※8)を必要とする児童生徒については、特別支援学校に看護師を配置するとともに医療的ケアに関わる教員の研修の充実を図り、実施体制を整備してきましたが、今後は、人工呼吸器など、より高度な医療的ケアへの対応も求められています。

【施策の方向性】

- 行動面で課題のある児童生徒に対する教育課程の編成や障害の状態や特性を踏まえた指導や支援について、研究指定校の成果を他の学校にも広げるとともに、関係機関との連携を充実させます。
- 人工呼吸器など、より高度な医療的ケアへの対応に向けた研修を充実させるなど、看護師と教員の更なる専門性の向上に取り組みます。

(※8) 医療的ケア：特別支援学校等に在籍する医療的な配慮（たんの吸引、経管栄養、自己導尿の補助・介助、気管切開部の衛生管理、酸素吸入等）が必要な児童生徒に行う日常的・応急的手当を行うこと。たんの吸引とは、口の中や鼻の中、気管切開部のカニューレ内に付着したたんや鼻汁、唾液などの分泌物を機械等で吸い出すこと。必要な時に対応しないと、呼吸がきにくい状態になる。経管栄養とは、経管（チューブ）により、栄養を体内に注入すること。自力で食べることが難しい児童生徒は、この方法で栄養を摂取している。経管栄養では、注入量に個人差があるものの、平均40分くらいの時間をかけて必要量を摂取する。導尿とは、尿道口からカテーテルを入れ排尿すること。気管切開部（カニューレ）の衛生管理とは、気管切開口の周囲を消毒液で消毒したりガーゼを交換したりするなどして清潔に保つこと。

③卒業後の自立と社会参加に向けたキャリア教育や職業教育の充実

【現状と課題】

- 特別支援学校では、小・中学部段階からのキャリア教育^(※9)や高等部における職業教育の充実、企業や関係機関と連携した就労支援の強化に努めてきた結果、高等部卒業生のうち、就労希望者における就労率は平成22年度の62.1%から令和2年度の90.7%に上昇し、高等部の全卒業生における就労率も平成22年度の20.3%から令和2年度の37.8%に上昇しました。<資料7>
- 一方で、就労した生徒の中には、短期間で辞めてしまうケースがあり、その要因を分析し、学校におけるキャリア教育や進路指導に生かすことが重要です。
- また、生徒一人一人に将来の自立した生活を送ることへの意識等を高めるため、卒業生をモデルとするなどして具体的なイメージをもつことができるような機会を設けることが大切です。
- 新型コロナウイルス感染症対策を契機として新しい生活様式が提唱され、在宅勤務や時間差勤務が推奨されるなど、働き方が大きく変化しました。このような中、障害のある児童生徒にとって、ICT^(※10)活用のスキルを身に付けることは、個々の特性や能力を生かした就労の可能性を高め、進路選択の幅を広げることにつながります。

【施策の方向性】

- 幼児児童生徒一人一人の進路実現への意識等を高めるなど、キャリア教育を充実させます。
- 就労後、定着できている要因や離職に至った要因を労働局等の関係機関と連携して分析し、その結果をキャリア教育や進路指導に生かします。
- 在宅勤務など、多様な働き方を視野に入れて、ICTスキルの習得や向上を含めた職業教育を充実させます。

(※9) キャリア教育：一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。キャリア発達とは、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程のことという。

(※10) ICT：「Information and Communication Technology」の略。通信技術を活用したコミュニケーションを指す。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称のこと。

(3) 地域とともにある特別支援学校

【現状と課題】

- 障害のある幼児児童生徒にとって特別支援学校は、夢やあこがれを抱いたり、自分の可能性を広げたりすることができる場であることが求められています。また、「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき、目指すべき教育の在り方を家庭や地域と共有し、教育活動を充実させていくことが必要です。
- 近年、地域の小・中学校、義務教育学校に在籍する障害のある児童生徒数は増加しており、その実態は多様化しています。そのため、地域のセンター的機能^(※11)を担う特別支援学校には、小学校等に在籍する多様な障害のある児童生徒に関する相談に応じることのできる体制整備の充実が必要です。<資料8、資料9>
- 障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が共に学ぶ機会である交流及び共同学習^(※12)は、共生社会の実現に向けた「インクルーシブ教育システム」構築のために必要不可欠なものであり、幼稚部及び小学部から高等部段階までの全ての学校で、組織的、計画的な取組を推進することが求められています。
- 障害のある生徒が学校卒業後も充実した生活を送ることができるよう、在学時から積極的に地域の人たちと触れ合ったり、地域の行事に参加したりする機会を作ることが大切です。さらに、高齢者や異年齢の幼児児童生徒など、世代を超えた人々との交流の機会も積極的に設けることが求められています。

【施策の方向性】

- 障害のある幼児児童生徒にとって魅力ある特別支援学校づくりを目指すとともに、地域や家庭と協働しながら幼児児童生徒の育ちを支える学校運営に取り組みます。
- 小学校等で学ぶ児童生徒の障害の多様化に対応するために、特別支援学校と地域の小学校等との連携を強化し、地域におけるセンター的機能をさらに充実させます。
- 障害のある幼児児童生徒が、在学中から地域の行事に参加したり、高齢者や異年齢の幼児児童生徒など世代を超えた方々と交流をしたりするなど、交流及び共同学習を一層推進します。

(※11) センター的機能：特別支援学校がこれまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能を果たすこと。特に、幼稚園等、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校の要請に応じて、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の教育に関し、必要な助言又は援助を行うよう努めることが学校教育法第74条に規定されている。

(※12) 交流及び共同学習：障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が一緒に取り組む学習で、同じ社会に生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場である。相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉え、推進していく必要がある。